

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「高齢者福祉センター」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施 設 名：高齢者福祉センター 所 在 地：福知山市字長田 238 番地の 4 指定期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間） 所管部署：健康福祉部高齢者福祉課 電話番号 0773-24-7072
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (指定管理者制度での管理運営を継続、公募で対応)
指導等内容	(1) モニタリングの徹底をすること 指定管理業者に対するモニタリングを徹底し、施設所管課としてより積極的に指定管理者と関わりを持つようにすること。 また、指定管理者が行っている業務内容について、確実に把握し、監督・指導を行うようにすること。 (2) 業務委託料の精査をすること 業務委託料について、過去 3 ヶ年の傾向を分析し、適切な施設運営となるように留意すること。 (3) 業務成果の把握をすること 業務成果についても、施設所管課として、確実に把握すること。

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「三和町高齢者生活福祉センター」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施 設 名：三和町高齢者生活福祉センター 所 在 地：福知山市三和町千束 375 番地 指定期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間） 所管部署：健康福祉部高齢者福祉課 電話番号 0773-24-7072
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 （指定管理者制度での管理運営を継続、公募で対応）
指導等内容	（１）適切な施設運営となるように留意すること （２）売上目標や入居者目標を達成するための取組を考えること 施設利用者が年々減少していることで、収入も減少傾向にある。 その状況を打破するため、今後 5 年間の目標利用者数と、目標売上高をさらに高めていく必要がある。指定管理者にどのような取組みを求めるのかについて、施設所管課として整理すること。

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「都市公園」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施 設 名：都市公園 所 在 地：福知山市字猪崎 377 番地の 1 ほか 指定期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間） 所管部署：建設交通部都市・交通課 電話番号 0773-24-7052
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (指定管理者制度での管理運営を継続、公募で対応)
指導等内容	(1) 収入増となるよう目標設定を行うこと 利用料金制を導入している施設のため、現状維持に満足するのではなく、更なる売上向上を目指すこと。 (2) 指定管理者のノウハウをより活かすようにすること 各施設でこれまで多くのイベントを開催されている。しかし、これまで以上の施設の発展を目指すためには、指定管理者のノウハウをより活かすことができるような仕組みづくりや過去の取り組みを踏まえたより効果的な自主事業の展開をする必要がある。 (3) 施設運営の課題への対策を模索すること 物価高騰や人件費の上昇が続き、必要経費が多くなっている現状に対して、不要な経費の見直しや、やり方を工夫することで経費を削減するということをこれまで以上に模索する必要がある。

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「福知山市動物園」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施 設 名：福知山市動物園 所 在 地：福知山市字猪崎 377 番地の 1 指定期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間） 所管部署：建設交通部都市・交通課 電話番号 0773-24-7052
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (指定管理者制度での管理運営を継続、公募で対応)
指導等内容	(1) 収入増となるよう目標設定を行うこと 利用料金制を導入している施設のため、現状維持に満足するのではなく、更なる売上向上を目指すこと。 (2) 指定管理者のノウハウをより活かすようにすること 各施設でこれまで多くのイベントを開催されている。しかし、これまで以上の施設の発展を目指すためには、指定管理者のノウハウをより活かすことができるような仕組みづくりや過去の取り組みを踏まえたより効果的な自主事業の展開をする必要がある。 (3) 施設運営の課題への対策を模索すること 物価高騰や人件費の上昇が続き、必要経費が多くなっている現状に対して、不要な経費の見直しや、やり方を工夫することで経費を削減するということをこれまで以上に模索する必要がある。

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「三段池スポーツ公園施設」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施 設 名：三段池スポーツ公園施設 所 在 地：福知山市字猪崎 377 番地の 1 ほか 指定期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間） 所管部署：市民生活部文化・スポーツ振興室 電話番号 0773-24-7092
指定管理者制度の導入の可否	導入を可とする。 (指定管理者制度での管理運営を継続、公募で対応)
指導等内容	(1) 施設運営の課題への対策を模索すること 物価高騰や人件費の上昇が続き、必要経費が多くなっている現状に対して、不要な経費の見直しや、やり方を工夫することで経費を削減するというのをこれまで以上に模索する必要がある。 (2) 幅広い層の市民に利用いただける施設を目指すこと 利用料金制を導入している施設のため、現状維持に満足するのではなく、更なる売上向上を目指すことはもちろんのこと、運動というものにどなたでも触れていただける施設を目指す必要がある。 (3) 指定管理者のノウハウをより活かすようにすること 各施設でこれまで多くのイベントを開催されている。しかし、これまで以上の施設の発展を目指すためには、指定管理者のノウハウをより活かすことができるような仕組みづくりや過去の過去の取り組みを踏まえたより効果的な自主事業の展開をする必要がある。

指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「福知山市民運動場、福知山市民体育館、長田野公園有料施設及び北部地域多目的グラウンド」について、指定管理者制度の延長にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：福知山市民運動場、福知山市民体育館、長田野公園有料施設及び北部地域多目的グラウンド 所在地：福知山市和久市町 235 番地ほか 指定期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（1 年間） 所管部署：市民生活部文化・スポーツ振興室 電話番号 0773-24-7092
指定管理者制度の延長の可否	延長を可とする。 (指定管理者制度での管理運営を継続)
指導等内容	(1) 施設運営の課題への対策を模索すること 物価高騰や人件費の上昇が続き、必要経費が多くなっている現状に対して、不要な経費の見直しや、やり方を工夫することで経費を削減するというのをこれまで以上に模索する必要がある。 (2) 幅広い層の市民に利用いただける施設を目指すこと 利用料金制を導入している施設のため、現状維持に満足するのではなく、更なる売上向上を目指すことはもちろんのこと、運動というものにどなたでも触れていただける施設を目指す必要がある。 (3) 指定管理者のノウハウをより活かすようにすること。 各施設でこれまで多くのイベントを開催されている。しかし、これまで以上の施設の発展を目指すためには、指定管理者のノウハウをより活かすことができるような仕組みづくりや過去の過去の取り組みを踏まえたより効果的な自主事業の展開をする必要がある。